第三条の表改正前欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「24」を「23」に改め、同表の中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に改め、同表の普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同表のＡＴ普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「22」を「21」に改め、同表の中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に改め、同表の普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に、「22」を「16」に改め、同表のＡＴ普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改める。

第四条の表改正前欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に、「17」を「16」に、「19」を「18」に、「29」を「28」に、「9」を「8」に、「12」を「11」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「22」を「21」に、「24」を「23」に、「28」を「27」に、「29」を「28」に、「33」を「32」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「38」を「37」に、「52」を「51」に、「60」を「59」に、「14」を「13」に、「20」を「19」に、「26」を「25」に改め、同表の備考14の第三号中「5時限」を「4時限」に改める。

規　則

○国家公安委員会規則第十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項第一号ハ、ホ、ヌからヲまで及びレ（これらの規定を同令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）、第三十三条第五項第一号ニ（同令第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三十三条第六項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十八日

国家公安委員会委員長　坂井　学

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則

（指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部改正）

第一条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（教習の科目の基準の細目） **第一条**　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 ［一～十　略］ 十一　大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項 十二　普通第二種免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第四号から第九号までに掲げる事項 十三　ＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号から第九号までに掲げる事項	（教習の科目の基準の細目） **第一条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項 十二　普通第二種免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項 十三　ＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号から第十号までに掲げる事項